

「1, 3-ジクロロプロペン」、「イマザピル」、「フェンプロパトリン」、「ベンタゾン」、「シフルトリン」及び「ジブチルヒドロキシトルエン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

農薬等の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準を設定するにあたって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定することとしている。

1. 1, 3-ジクロロプロペン（農薬）
2. イマザピル（農薬）
3. フェンプロパトリン（農薬）
4. ベンタゾン（農薬）
5. シフルトリン（農薬及び動物用医薬品）
6. ジブチルヒドロキシトルエン（飼料添加物）

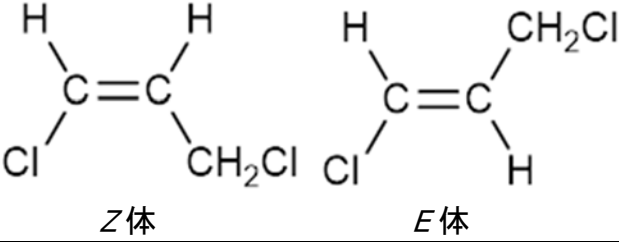
1, 3-ジクロロプロペン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和元年8月9日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理。

※当該農薬は農薬取締法に基づく優先審査の対象とされている。

2. 評価依頼物質の概要

名称	1, 3-ジクロロプロペン (1,3-Dichloropropene)	
構造式	 Z体 E体	
用途	殺虫剤	
作用機構	土壌くん蒸用の殺虫剤である。線虫タンパク質のチオール基、アミノ基及び水酸基等に結合し、酵素活性を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かんしょ、キャベツ等 今回、カリフラワー及びブロッコリーへの適用拡大申請	
	使用方法: 土壌注入	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: ぶどう カナダ: ぶどう EU: ブロッコリー、ぶどう等 豪州: 設定の必要なし ニュージーランド: 野菜類、果実類
食品安全委員会での評価等	【1】 平成20年 3月 3日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年 2月18日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成27年 2月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年10月20日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成29年 3月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 3月27日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.02 mg/kg体重/日 ARfD = 0.2 mg/kg体重	

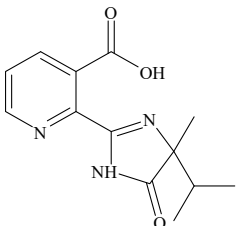
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イマザピル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和元年6月12日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226第5号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	イマザピル(Imazapyr)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	イミダゾリノン系除草剤である。アセトヒドロキシ酸合成酵素(AHAS、分岐鎖アミノ酸の合成を担う)を阻害し、DNA合成及び細胞分裂を阻止して枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 食用作物への適用なし。	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 3 mg/kg 体重/日 (2013) ARfD = 設定の必要なし (2013)
	国際基準	大麦、大豆等
	諸外国	米国: 大豆、とうもろこし等 カナダ: 大豆、菜種等 EU: 大豆、レンズ豆等 豪州: 大麦、大豆等 ニュージーランド: とうもろこし
		インポートトレランス申請: 大麦 (国際基準)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成25年 8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 3月10日 食品健康影響評価結果 受理 <u>ADI = 2.8 mg/kg体重/日</u>	

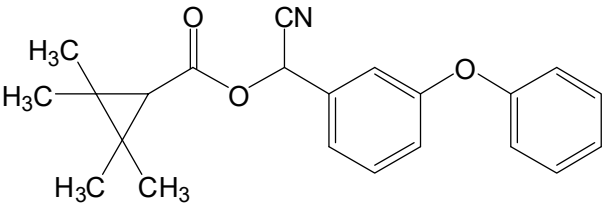
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェンプロパトリン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 31 年 2 月 15 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理。
※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成 25 年 1 月 30 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンプロパトリン (fenpropathrin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	合成ピレスロイド系の殺虫剤である。虫体内に侵入し、末梢又は中枢神経の軸索又はシナプスに働き、けいれんや興奮症状を誘発することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: なす、りんご等 今回、すもも、ぎんなん等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日 (2012) ARfD = 0.03 mg/kg 体重 (2012)
	国際基準	トマト、すもも等
	諸外国	米国: 茶、核果類等 カナダ: りんご、すもも等 EU、: オレンジ、いちご等 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

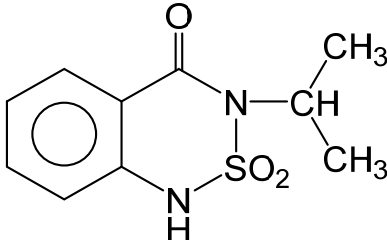
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベントゾン

1. 今回の諮問の経緯

- ・本剤について、本基準が設定されているパセリ、未成熟えんどう等について、基準値の変更を検討するため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。
- ※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成22年3月19日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベントゾン (Bentazone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ヘテロサイクリック系除草剤である。植物の葉緑体中で行われるヒル反応を強く阻害することで光合成を阻害し、枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 移植水稻、直播水稻等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.09 mg/kg 体重/日 (2012) ARfD = 0.5 mg/kg 体重 (2016)
	国際基準	大豆、たまねぎ等
	諸外国	米国: 米、大豆等 カナダ: 米、たまねぎ等 EU: 米、たまねぎ等 豪州: 米、たまねぎ等 ニュージーランド: 大豆、未成熟さやえんどう等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

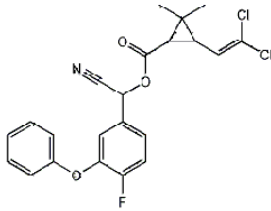
シフルトリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・本剤について、本基準が設定されている小麦、ばれいしょ等について、基準値の変更を検討するため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成24年8月21日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

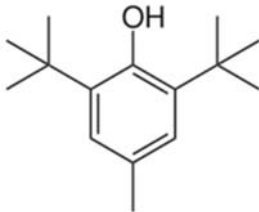
名称	シフルトリン(CYFLUTHRIN)	
構造式		
用途	殺虫剤(農薬、動物用医薬品)	
作用機構	ピレスロイド系殺虫剤である。神経膜を流れるNa電流あるいはK電流を抑制し、著しい反復興奮を発生させ、神経繊維でのインパルス伝導を阻害することにより、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】 農薬登録がなされている。 適用作物:大豆、キャベツ等 使用方法:散布等	
	【動物用医薬品】 承認されている。 畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の駆除 使用方法:畜体外散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.04 mg/kg 体重/日 (2006) ARfD = 0.04 mg/kg 体重 (2006)
	JECFA	ADI = 0.02 mg/kg 体重/日 (1997)
	国際基準	大豆、キャベツ等
	諸外国	米国:大豆、トマト等 カナダ:乳、卵等 EU、:キャベツ、りんご等 豪州:キャベツ、トマト等 ニュージーランド:あぶらな科野菜、スイートコーン
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ジブチルヒドロキシトルエン

1. 今回の諮問の経緯
- ・令和元年8月23日、農林水産省から牛、魚介類(甲殻類に限る。)等について基準値設定の要請を受理。
 - ※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成25年8月19日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。
2. 評価依頼物質の概要

名称	ジブチルヒドロキシトルエン(Dibutylhydroxytoluene)	
構造式		
用途	抗酸化剤	
作用機構	脂質の酸化過程で生成する脂質ペルオキシラジカルや脂質ラジカルに水素を供与し、酸化の連鎖反応を停止させることにより作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【飼料添加物】 牛、豚、鶏、魚介類用飼料等を対象として指定されている。	
国際機関、海外での状況	JECFA	ADI = 0.3 mg/kg 体重/日(1996)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【1, 3 - ジクロロプロペン】

・作物残留試験

【イマザピル】

・復帰突然変異試験

・急性神経毒性試験